

## 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（令和5年4月）の主な改正点

### ①農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備等の項目を新たに追加

- 農業を担う者の確保・育成の考え方や、農業経営・就農支援センターの体制運営方針、県の主体的な取り組み等について記述

### ②10年後(R14)の農用地利用の集積目標を66%に設定

- 現行のR5までの集積目標46%を改定
- R14における集積面積及び耕地面積を推計し、集積目標を設定

### ③地域計画事業の追加

- 農業経営基盤強化促進法の改正により地域計画の策定が義務づけられたことから、本計画策定の重要性や、策定・実現に向けた市町村や農業委員会の取り組みの支援、関係機関との連携等について記述

### ④その他

- 主たる従事者1人あたりの農業経営の目標の改定
- 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標を追加
- 利用権設定事業の中間管理事業への統合